

第1部 総則

《 第1部 総 則 》

第1章 計画の策定

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

深谷市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び深谷市防災会議条例第2条の規定に基づき、深谷市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であり、深谷市（以下「市」という。）、埼玉県（以下「県」という。）、並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域及び施設並びに市民にかかわる災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の防災対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

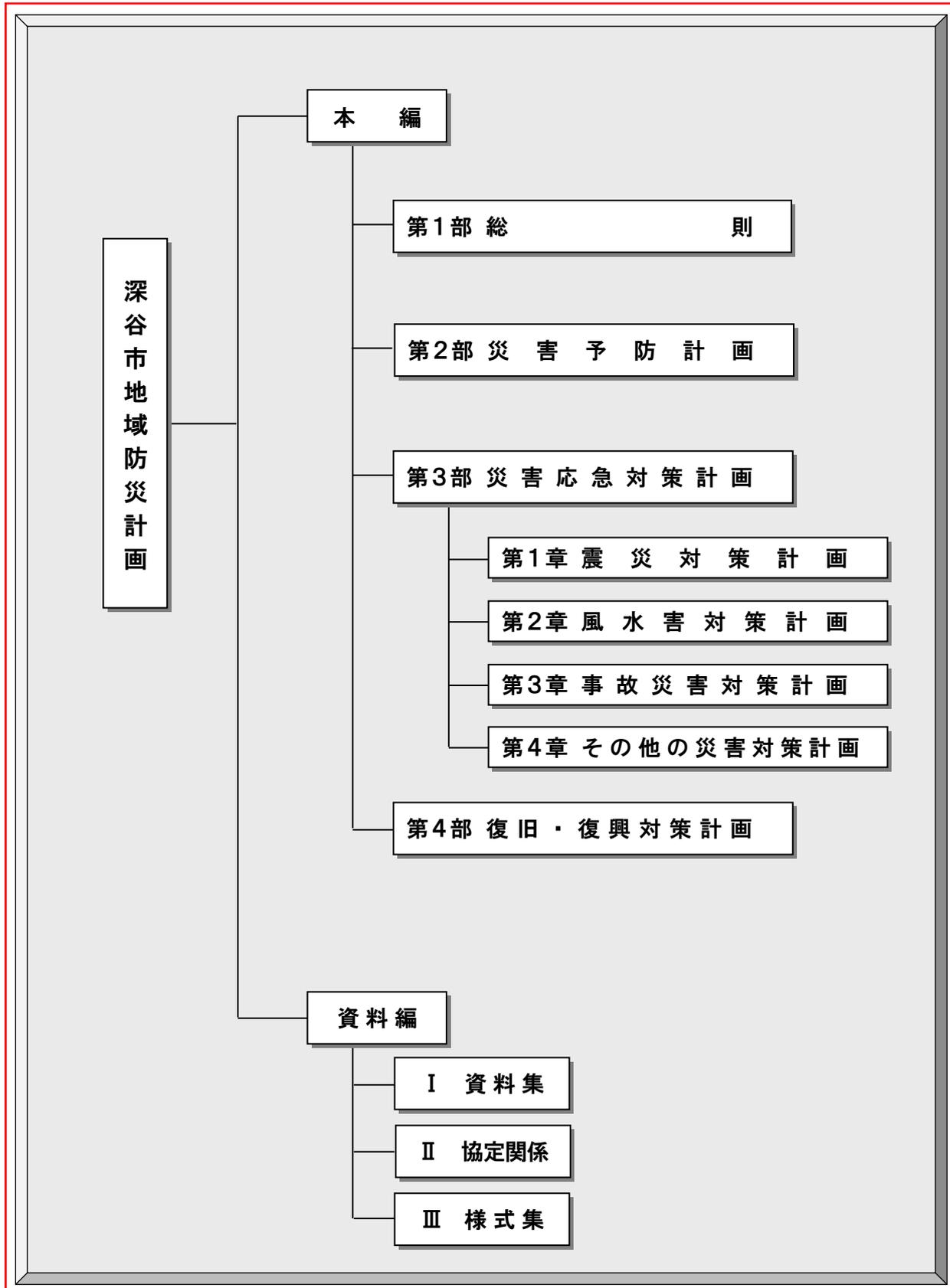
第2 計画の目標

本計画は、市における各種災害への対応を明確化することを目標とする。

第3 計画の構成

本計画は、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、総則、災害予防計画、応急対策計画、復旧・復興対策計画より構成する。なお、応急対策計画については、災害種別により災害時にあたる応急対策が異なるところもあるため、震災対策計画、風水害対策計画、事故災害対策計画、その他の災害対策計画に分けた構成とする。

《地域防災計画の構成》



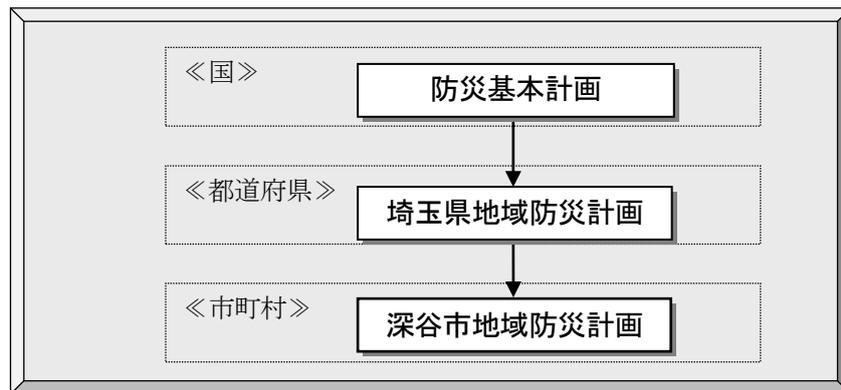
第4 計画の運用等

4.1 他計画との関係

(1) 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、埼玉県地域防災計画（以下「**県計画**」という。）と内容が共通するものについては県計画を準用し、市が作成すべき事項については、国及び県の指針に沿った上、市の実状にあわせて作成する。

《深谷市地域防災計画と他計画との関係》



(2) 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

(3) 市総合計画との関係

本計画は、第2次深谷市総合計画基本構想にある「**安心とやすらぎを感じられるまち**」の実現に向けて諸施策と整合を図るとともに、**埼玉県地震被害想定調査や洪水浸水想定区域図に基づく浸水人口等に係る**調査結果を踏まえ、総合的な防災体制を確立するものである。

4.2 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときには、この計画を修正する。

4.3 計画の周知

市、県及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2節 計画の基本方針

第1 計画の理念

《基本理念》

市民とともにつくる安全なまちづくり

この計画は、**災対法**（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が策定する計画である。市は、**県及び**防災関係機関や、市内の事業所、地域の防災組織及び市民等の総力を結集し、各主体間で連携を図ることにより、「自助」・「共助」・「公助」による防災協働社会を実現し、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

市は、利根川流域系の低地と南部の荒川系の台地から成り、多くの河川や肥沃な農地などの自然資源に恵まれて発展してきた。

今日に至るまで、**企業進出や田畑の開発等により都市化が進められてきた**一方で、木造建築物の密集化、**軟弱地盤や洪水浸水想定区域等**への市街地の拡大がみられ、災害発生の可能性が増大しつつある。

市は、こうした社会的環境とともに、近年発生した大規模災害からの教訓、及び**自然災害の頻発化・激甚化の傾向**を踏まえ、災害に備えて、安全なまちづくりを進めていくことが必要となっている。しかしながら安全なまちづくりは決して行政の力だけではつくりえないものであり、行政と市民が一体となって初めてなし得るものである。

このため、本計画では、「市民とともにつくる安全なまちづくり」を基本理念として、行政と市民が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築するものである。

第2 防災施策の大綱

「市民とともにつくる安全なまちづくり」は、次の施策によりその実現の推進を図るものとする。

【 防災施策の大綱 】

市民とともにつくる安全なまちづくり

《 防災都市づくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、複合災害の可能性を認識した防災対策、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復等を図るため、市内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 行政と市民が一体となった防災体制の推進 》

地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進する。

《 多様な視点を取り入れた防災体制の推進 》

防災に関する様々な施策や方針の決定過程等において、女性や高齢者、障害者等の多様な視点を取り入れた防災対策を推進することで、様々な被災者のニーズに対応する。

《 自助・共助による地域防災力向上策の推進 》

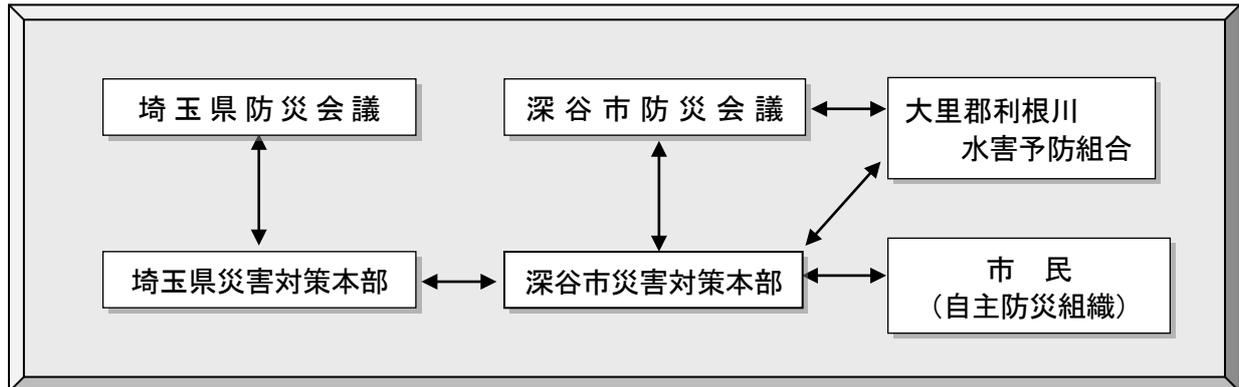
市民一人ひとりの防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守るよう防災に対する市民の自律性を促す。また、市民や事業所が防災に対する自らの役割を自覚し、「自助」、「共助」による地域防災力を向上させるための取り組みを推進する。

第2章 市、県及び防災関係機関の役割分担

第1節 地域防災組織

第1 市に係る地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。



第2 市防災会議

市防災会議は、災対法第16条及び市防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

2.1 任務

- 1 本計画の作成及びその実施を推進すること
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び重要事項に関し、市長に意見を述べること
- 3 前1及び2に掲げるもののほか、法律等によりその権限に属する事務

2.2 組織

市防災会議は、市長を会長とし、市、県及び防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、市防災会議の庶務は、総務防災課において処理する。

また、男女共同参画の視点から市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。なお、市防災会議委員の構成は、資料編のとおりである。

※参照：資料編 I 「資料1-6 深谷市防災会議委員」

第2節 市、県及び防災関係機関の業務の大綱

市、県及び防災関係機関は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、次のことを実施する。

第1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

なお、災害救助法の適用後は、同法第30条に基づき災害救助にあたる。

-
- 1 災害対策の組織の整備及び訓練に関する事
 - 2 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関する事
 - 3 防災に必要な物資及び資材の備蓄並びに整備に関する事
 - 4 避難指示等に関する事
 - 5 水防、消防その他の応急措置に関する事
 - 6 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害の調査に関する事
 - 7 被災者に対する救助及び救護措置に関する事
 - 8 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策に関する事
 - 9 市民への防災意識の普及及び防災に関する訓練の実施
 - 10 管内の公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関する事
 - 11 隣接市町村間の相互応援・協力に関する事
 - 12 ボランティアとの応援・協力に関する事
 - 13 災害時における交通及び輸送の確保に関する事
 - 14 災害対策要員の動員及び雇上に関する事
 - 15 災害時の医療及び助産救護に関する事
 - 16 被災施設の応急対策及び復旧の実施に関する事
 - 17 関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事
 - 18 被災産業に対する融資等の対策に関する事
 - 19 被災児童及び生徒の応急教育に関する事
 - 20 その他災害の発生の防御と拡大防止のための措置に関する事
-

第2 消防機関

-
- 1 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること
 - 2 人命の救出、救助及び応急救護に関すること
 - 3 消防、水防その他の応急処置に関すること
 - 4 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること
 - 5 危険物の安全性確保のための指導に関すること
-

第3 県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

-
- 1 災害予防
 - (1) 防災に関する組織の整備に関すること
 - (2) 防災に関する訓練の実施に関すること
 - (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること
 - (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
 - (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること
 - 2 災害応急対策
 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関すること
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
 - (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること
 - (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること
 - (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること
 - (8) 緊急輸送の確保に関すること
 - (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
-

(1) 北部地域振興センター

-
- 1 県支部応急活動組織の整備に関すること
 - 2 災害(震災)情報の収集及び報告に関すること
 - 3 県本部及び管内市町等との連絡調整に関すること
 - 4 災害(震災)状況の現況調査に関すること
 - 5 管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関すること
 - 6 熊谷防災基地の開設に関すること
-

(2) 熊谷保健所

- 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事
 - 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あつせんに関する事
 - 3 各種消毒に関する事
 - 4 細菌及び水質検査に関する事
 - 5 感染症発生に伴う調査指導及び感染症対策に関する事
 - 6 災害救助食料の衛生に関する事
 - 7 災害時の上下水道の復旧清掃に関する事
 - 8 り災者の医療所及び助産所に関する事
-

(3) 大里農林振興センター

- 1 農作物及び耕地の被害状況調査に関する事
-

(4) 熊谷県土整備事務所

- 1 県所管の河川、道路、橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関する事
 - 2 降水量及び水位等の観測情報に関する事
 - 3 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事
 - 4 水防管理団体との連絡指導に関する事
 - 5 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関する事
-

第4 警察の機関

- 1 情報の収集、伝達及び広報に関する事
 - 2 警告及び避難誘導に関する事
 - 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事
 - 4 交通の秩序の維持に関する事
 - 5 犯罪の予防検挙に関する事
 - 6 行方不明者の搜索と検視（見分）に関する事
 - 7 漂流物等の処理に関する事
 - 8 その他治安維持に必要な措置に関する事
-

第5 指定地方行政機関

(1) 関東農政局埼玉県拠点

- 1 災害予防対策
 - ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
 - 2 応急対策
 - (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事
 - (2) 飲食品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事
 - (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
 - (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事
 - (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事
 - (6) 応急用食料・物資の支援に関する事
 - (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事
 - (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事
 - (9) 関係職員の派遣に関する事
 - 3 復旧対策
 - (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事
 - (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
-

(2) 埼玉労働局 熊谷労働基準監督署

- 1 工場、事業場等における労働災害の防止に関する事
 - 2 職業の安定に関する事
-

(3) 関東地方整備局（利根川上流河川事務所・荒川上流河川事務所）

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

- 1 災害予防
 - (1) 震災対策の推進
 - (2) 危機管理体制の整備
 - (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進
 - (4) 防災教育等の実施
 - (5) 防災訓練
 - (6) 再発防止対策の実施
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - (2) 活動体制の確保
 - (3) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (5) 災害時における応急工事等の実施
 - (6) 災害発生時における交通等の確保
 - (7) 緊急輸送
 - (8) 二次災害の防止対策
 - (9) ライフライン施設の応急復旧
 - (10) 地方公共団体等への支援

- (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「リエゾン（連絡情報員）」の派遣
 - (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣
 - (13) 被災者・被災事業者に対する措置
- 3 災害復旧・復興
- (1) 災害復旧の実施
 - (2) 都市の復興
 - (3) 被災事業者等への支援措置
-

(4) 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事
 - 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事
 - 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事
 - 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事
 - 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
-

第6 自衛隊

-
- 1 災害派遣の準備
 - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - (3) 本計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事
 - 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事
 - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事
-

第7 指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株) (埼玉事業部)

- 1 電気通信設備の整備に関すること
 - 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
 - 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
-

(2) 東京電力パワーグリッド(株) (熊谷支社)

- 1 災害時における電力供給に関すること
 - 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
-

(3) 東日本旅客鉄道(株) (深谷駅、岡部駅)

- 1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと
 - 2 災害により線路が不通となった場合
 - (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと
 - (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること
 - 3 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと
 - 4 死傷者の救護及び処置を行うこと
 - 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと
 - 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
-

(4) 日本郵便(株)

- 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること
 - 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
-

(5) 深谷赤十字病院

- 1 医療及び助産活動の協力に関すること
 - 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
 - 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
-

第8 指定地方公共機関

(1) 秩父鉄道(株)

- 1 鉄道施設等の安全保安に関すること
 - 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
-

(2) (一社)埼玉県トラック協会深谷支部・日本通運(株)深谷支店

- 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
-

(3) 土地改良区

- 1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること
 - 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
 - 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
-

(4) 埼玉ガス(株)

- 1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること
 - 2 ガスの供給の確保に関すること
-

(5) 大里郡利根川水害予防組合

- 1 水防施設資材の整備に関すること
 - 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること
 - 3 水防活動に関すること
-

(6) (公社)埼玉県看護協会

- 1 医療及び助産活動の協力に関すること
 - 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
 - 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
-

第9 その他の防災関係機関

(1) (福) 深谷市社会福祉協議会

- 1 要配慮者の支援に関すること
 - 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
-

※参考『要配慮者及び避難行動要支援者の定義』

○要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(2) (一社) 深谷寄居医師会、大里郡市歯科医師会、深谷市薬剤師会

- 1 医療及び助産活動の協力に関すること
 - 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
 - 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
-

(3) ふかや農業協同組合、埼玉岡部農業協同組合、花園農業協同組合

- 1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること
 - 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
 - 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
 - 5 農産物の需給調整に関すること
-

(4) 商工会議所等商工業関係団体

- 1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する
こと
 - 2 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
-

(5) 病院等経営者

- 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
 - 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること
 - 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
-

(6) 社会福祉施設経営者

- 1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事
 - 2 災害時における収容者の保護に関する事
-

(7) 金融機関

- 1 被災事業者等に対する資金の融資に関する事
-

(8) 学校法人

- 1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事
 - 2 被災時における教育対策に関する事
 - 3 被災施設の災害復旧に関する事
-

(9) 婦人会等社会教育関係

- 1 市が実施する応急対策についての協力に関する事
-

(10) その他防災上重要な協力機関の管理者

- 1 市の行う被害状況の調査についての協力に関する事
 - 2 災害応急対策についての協力に関する事
-

第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

災害から一人でも多くの市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自分の身は自分で守る」という「自助」の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の考え方、この二つの理念に立つ市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことが必要不可欠である。

過去の様々な災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自分の身は自分で守る」という「自助」の重要性である。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない（**災対法第7条：住民等の責務**）。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減及び拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

-
- 防災に関する知識の習得
 - 地域固有の災害特性の理解と認識
 - 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
 - ブロック塀等の改修及び生け垣化
 - 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
 - 避難場所、避難路の確認
 - 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
 - 各種防災訓練の参加
 - 市民による災害教訓の伝承
-

第2 発災時に実施する事項

-
- 正確な情報の把握及び伝達
 - 出火防止措置及び初期消火の実施
 - 適切な避難の実施
 - 組織的な応急復旧活動への参加と協力
-

第2節 自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

-
- 防災に関する知識の普及、啓発
 - 避難場所、避難路の確認
 - 地区内の要配慮者の把握
 - 消火訓練の実施
 - 避難誘導訓練の実施
 - 救援救護訓練の実施
 - 地域コミュニティ意識の醸成
 - 防災資機材の備蓄、管理
-

第2 発災時に実施する事項

-
- 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
 - 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
 - 人員の確認、地域住民の避難誘導
 - 要配慮者の保護、安全確保
 - 救出・救護の実施及び協力
 - 避難所開設への協力
 - 避難所運営への積極的な協力
 - 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
 - 救援物資の受入、配分
 - 食料、飲料水の調達、配分
 - 防災資機材の活用
-

第3節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

-
- 防災責任者の育成
 - 建築物の耐震化の促進
 - 施設、設備の安全管理
 - 防災訓練の実施
 - 従業員に対する防災知識の普及
 - 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
 - 地域防災活動への参加、協力
 - 防災資機材の備蓄と管理
 - 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
 - 広告、外装材等の落下防止
 - 業務継続計画（BCP）の作成
-

第2 発災時に実施する事項

-
- 正確な情報の把握及び伝達
 - 出火防止措置、初期消火の実施
 - 従業員、利用者等の避難誘導
 - 応急救助・救護
 - ボランティア活動への支援
-

第4章 市の防災環境

市の災害に関する災害履歴、防災に係る自然環境及び社会環境の特性を以下に整理した。

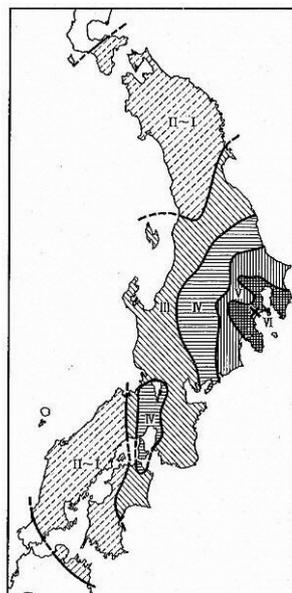
第1節 災害履歴

第1 地震災害

日本列島は地震の巣の中に孤立するように横たえているため、これまで数多くの地震による被害を受けてきた。市周辺では、1923年関東地震（M7.9）、1931年西埼玉地震（M6.9）が知られている。また、近年発生した2011年東日本大震災（M9.0）では、市においても被害が発生した。

(1) 1923年関東地震（M7.9）

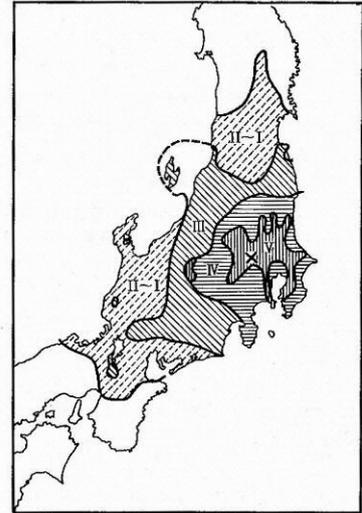
伊豆半島北部～相模湾北西付近を震源域として発生したとした地震で、この地震による災害を関東大震災と呼ばれている。県での被害は、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268件、半壊7,577件であった。旧深谷市では、家屋は東西に1m位揺れ動き、電気館前通りに地割れができるほどだった。明戸の正辰館製糸所の煙突、日本煉瓦会社の煙突等は、大音響とともに崩壊した。余震は終日続いた。



(2) 1931年西埼玉地震 (M6.9)

埼玉県北西部（小川町の仙元山）付近を震源域として発生した地震である。県下の被害は甚だしく、被害は、死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多かった。

旧深谷市では、関東地震よりも被害が大きかった。道路、田圃には亀裂が生じ、石塔、煉瓦塀が倒れ、家屋の倒壊・半壊、橋梁の破損が随所に見られた。中でも旧富国製糸工場の煙突の残欠が倒壊し、その下で遊んでいた子供数人が死傷した。旧川本町では、重傷者2人、煙突の倒壊が1であった。また、旧花園町では、花園小学校教室の壁の大半が崩れ落ちたと言われている。

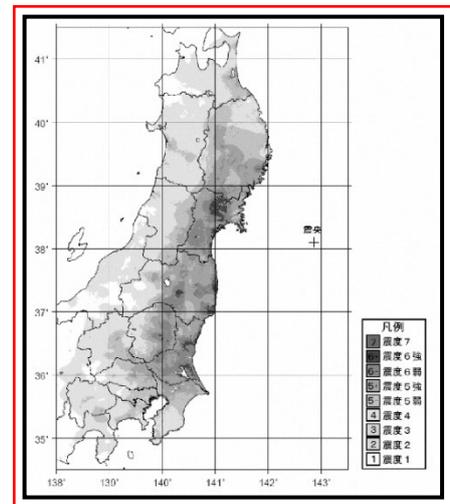


(3) 2011年東日本大震災 (M9.0)

平成23年3月11日14時46分に三陸沖（北緯38度1分、東経142度9分）、深さ24kmで発生し、日本観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録した地震である。最大震度は7（宮城県栗原市）で、強い揺れ、巨大津波、地盤沈下や液状化現象等により、岩手県・宮城県・福島県を中心に、東日本及び太平洋沿岸部で甚大な被害が発生した。また、地震によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が拡散され、放射能汚染による被害が発生した。

県内の地震による被害は、負傷者104人、全壊家屋24棟、半壊家屋194棟、一部損壊家屋16,161棟、火災発生12件であった。なお、県内でも液状化現象が多数発生し、液状化による被害は、全壊12棟、大規模半壊39棟、半壊56棟、一部損壊423棟であった。

市の震度は、5強であった。被害状況としては、人的被害として避難時に骨折した人1人、屋根瓦が落下するなどの民家の被害が35件であった。道路及び橋梁については、被害は見当たらず、公共施設については、内壁・外壁のクラック、ガラスの破損などがあつたが、施設利用者の人的被害の報告はなかつた。また、福島第一原子力発電所の事故により、市においてもホットスポットと呼ばれる局所的に放射能の高い地域が発生し、除染等を実施した。



出典) 気象庁ホームページ「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 推計震度分布図」

第2 風水害

昭和41年以降、市では各地域で下表のように繰り返し水害被害が発生している。特に利根川水系の小山川や福川等の中小河川の氾濫による影響が大きい。

《深谷市における水害被害》

起日	異常気象名	旧市町名	水害区域面積(ha)			被害家屋棟数(棟)					被災世帯数			被災数			一般資産等被害額(千円)		
			農地	宅地その他	計	床下	床上	半壊	全壊・流失	計	床下	床上	事業所	従業者	農漁家	一般資産	農作物	計	
昭和41年 6月28日～ 6月29日	台風第4号	1深谷市	226.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2岡部町	550.0	6.0	556.0	72	0	11	0	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3花園町	176.0	3.0	179.0	64	0	1	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4川本町	140.0	243.0	383.0	115	0	5	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1,092.0	252.0	1,118.0	251	0	17	0	268	0	0	0	0	0	0	0	0	
昭和41年 9月24日～ 9月26日	台風第26号	2岡部町	350.0	280.0	630.0	77	0	22	0	99	0	0	0	0	0	0	0	0	
昭和46年 8月27日～ 9月13日	台風第23、25、26号 及び秋雨前線豪雨	3花園町	140.0	1.0	141.0	20	0	0	0	20	0	0	0	0	0	77	49,681	49,681	
		4川本町	1.5	0.6	2.1	19	0	0	0	19	0	0	0	0	0	1,115	0	49,681	
		計	141.5	1.6	143.1	39	0	0	0	39	0	0	0	0	0	1,192	49,681	99,362	
昭和52年 8月4日～ 8月22日	豪雨	4川本町	207.3	10.7	218.0	83	0	0	0	83	76	0	0	0	0	72,984	3,649	76,633	
昭和54年 8月11日～ 8月30日	台風第10号、11号 及び豪雨	4川本町	0.0	5.8	5.8	60	0	0	0	60	60	0	0	0	0	10,571	0	10,571	
		計	0.0	5.8	5.8	60	0	0	0	60	60	0	0	0	0	10,571	0	10,571	
昭和60年 5月27日～ 7月24日	豪雨及び台風第6号	1深谷市	15.0	0.1	15.1	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	392	2,484	2,876	
平成2年 8月9日～ 8月11日	台風第11号	1深谷市	0.0	0.1	0.1	2	0	0	0	2	1	0	1	6	0	10,776	0	10,776	
平成2年 9月11日～ 9月20日	豪雨・台風第19号	1深谷市	0.0	0.0	0.0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	594	0	594	
平成2年 9月24日～ 10月1日	豪雨・台風第20号	1深谷市	193.0	0.0	193.0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	320	114,825	115,145	
平成2年 11月27日～ 12月3日	豪雨、台風第28号	1深谷市	31.0	0.1	31.1	4	0	0	0	4	4	0	4	16	0	17,717	3,893	216,595	
		3花園町	0.0	1.0	1.0	3	0	0	0	3	2	0	2	6	0	6,441	0	0	
		4川本町	0.0	0.1	0.1	2	0	0	0	2	3	0	2	6	0	480	0	0	
		計	31.0	1.1	32.1	9	0	0	0	9	9	0	8	28	0	24,638	3,893	0	
平成3年 9月11日～ 9月28日	台風第17～19号豪雨風浪	3花園町	0.0	0.1	0.1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1,262	0	1,262	
平成6年 7月23日～ 7月27日	台風第7号	1深谷市	0.0	0.3	0.3	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	976	0	976	
平成9年 8月25日～ 8月26日	豪雨	2岡部町	0.0	0.0	0.0	4	0	0	0	4	2	9	2	3	0	3,677	0	3,677	
平成10年 9月14日～ 9月18日	豪雨及び台風第5号	1深谷市	13.7	0.3	14.0	2	0	0	0	2	1	0	1	24	0	48,436	43,283	91,719	
平成11年 8月10日～ 9月20日	豪雨	1深谷市	30.0	0.0	30.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,536	97,634	
		2岡部町	55.0	1.4	56.4	16	0	0	0	16	16	0	1	2	0	20,637	500	500	
		計	85.0	1.4	86.4	16	0	0	0	16	16	0	1	2	0	20,637	2,036	500	
平成12年	不明	2岡部町	17.6	20.3	37.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	69	
平成14年 7月8日～ 7月12日	梅雨前線豪雨 及び台風第6号	1深谷市	48.0	1.5	49.5	1	0	0	0	1	0	0	1	10	0	39,597	5,659	5,659	
		2岡部町	0.0	0.0	0.0	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	2,655	0	5,728	
		3花園町	0.0	0.3	0.3	14	0	0	0	14	14	0	0	0	0	20,540	0	0	
		計	48.0	1.8	49.8	19	0	0	0	19	18	0	1	10	0	62,792	5,659	0	
平成23年 7月17日～ 7月21日	台風第6号及び豪雨	1深谷市	0.0	0.1	0.1	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	5,739	0	5,739	
平成25年 8月30日～ 9月7日	台風第12号及び豪雨	1深谷市	4.4	0.2	4.5	13	0	0	0	13	13	0	0	0	0	14,924	10,906	25,830	
平成25年	不明	1深谷市	0.0	0.0	0.0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1,673	0	1,673	
平成28年 8月21日～ 8月24日	台風第9号及び豪雨	1深谷市	0.0	0.1	0.1	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	4,879	0	4,879	
平成29年 10月19日～ 10月24日	台風第21号	1深谷市	5.9	0.1	6.0	5	1	0	0	6	5	0	0	0	0	5,813	30,248	36,061	
令和元年 10月12日～ 10月13日	台風第19号	1深谷市	9.7	0.6	10.4	2	2	0	0	4	1	2	1	0	0	60,217	0	60,217	

出典) 国土交通省河川局調べ『『水害統計調査』昭和37年～令和元年』に加筆

注) 統計年によっては、被害未集計の年次がある。

注) 被害未集計ではあるが、昭和57年9月12日夜半に関東地方西部を通過した台風18号では、熊谷で日雨量301.5mmを記録。唐沢川や福川の一部で水があふれ、家屋の浸水や田畑の冠水による農業被害が多数発生しました。

第3 事故災害

市では、今まで大規模な事故災害は起こっていない。

しかし、2011年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故においては、拡散した放射性物質が遠く離れた本市にも飛来し、市においても事故による影響が懸念された。

第2節 自然環境の特性

第1 位置

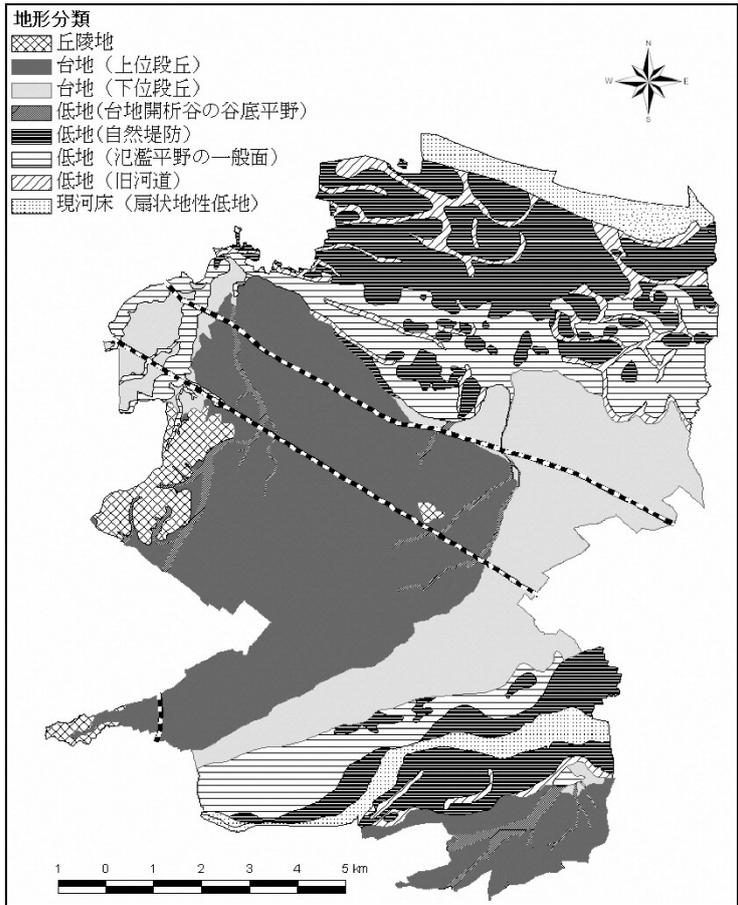
市は、埼玉県の北西部にあり、東経 139 度 17 分、北緯 36 度 12 分（市役所位置）、都心から約 70km 圏に位置し、東は熊谷市に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県に接し、総面積は 138.37km² となっている。



第2 地形

市は、北部は利根川水系の低地、南部は荒川が扇状地を形成する台地地形に大きく区分される。北部の低地には利根川等の河川、旧河道、自然堤防、氾濫平野によって構成される。南部の台地はわずかに旧川微高地がみることができ。

≪深谷市の地形≫



出典) 深谷市『深谷市防災アセスメント調査及び地域防災計画策定業務 地震アセスメント調査編報告書』平成 20 年 3 月」に加筆・修正

第3 活断層

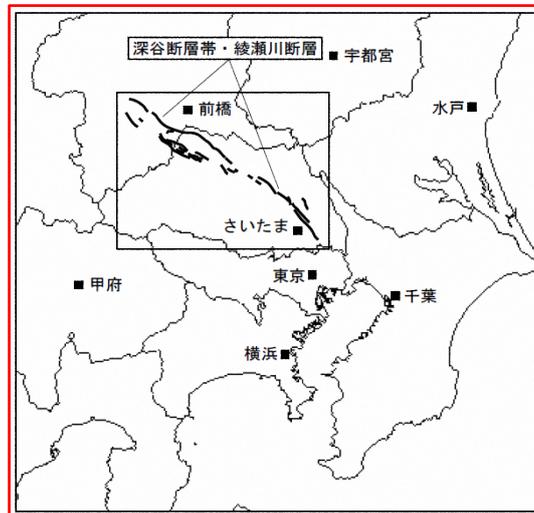
活断層によるいわゆる直下型地震により大きな被害が発生することから最近、活断層に関する研究が盛んに行われている。

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、**全てB級ないしC級と推定される**。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

市域に係る活断層は、**深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）**である。

《深谷断層帯・綾瀬川断層の概略位置図》



出典) 地震調査研究推進本部「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）」平成27年4月

第4 表層地質

市域の表層地質は、軟弱で比較的地震動が増幅しやすいとされている未固結の沖積層（砂や泥など）が、利根川や荒川などの低地を中心に分布している。一方、川に挟まれた台地には礫を中心とした洪積層が分布し、その表面を関東ローム層といわれる「火山灰質粘性土」（赤土）が覆っている。

第5 河川

市の主な河川としては、北部に利根川、南部に荒川が流れ、市内を流れる唐沢川は台地の水を集めて市街地を抜け、小山川へ注いでいる。

市を流れる一級河川の市内総延長は 63,000m、準用河川の指定総延長は 19,260m、普通河川の指定総延長は 14,080m となる。

市を流れる河川は以下に示すとおりである。

≪河川表≫

[平成 27 年 3 月 現在]

	河川名	河川延長	市内延長		河川名	指定延長		河川名	指定延長
	一級河川	利根川	322km		6,200m	準用河川		伊勢方川	740m
小山川		36,411m	10,700m	深谷横瀬川	2,400m		大堀川	3,400m	
福川		20,770m	10,100m	戸田川	1,900m		押切川	4,600m	
唐沢川		6,900m	6,900m	上唐沢川	4,300m		前の川	5,100m	
清水川		5,530m	4,200m	西川	2,560m				
備前渠川		3,850m	600m	岡部川	1,600m				
志戸川		9,340m	2,900m	本郷排水路	3,360m				
藤治川		5,750m	5,750m	高田堀川	1,400m				
荒川		173km	12,050m	橋屋川	1,000m				
吉野川		10,960m	3,600m						

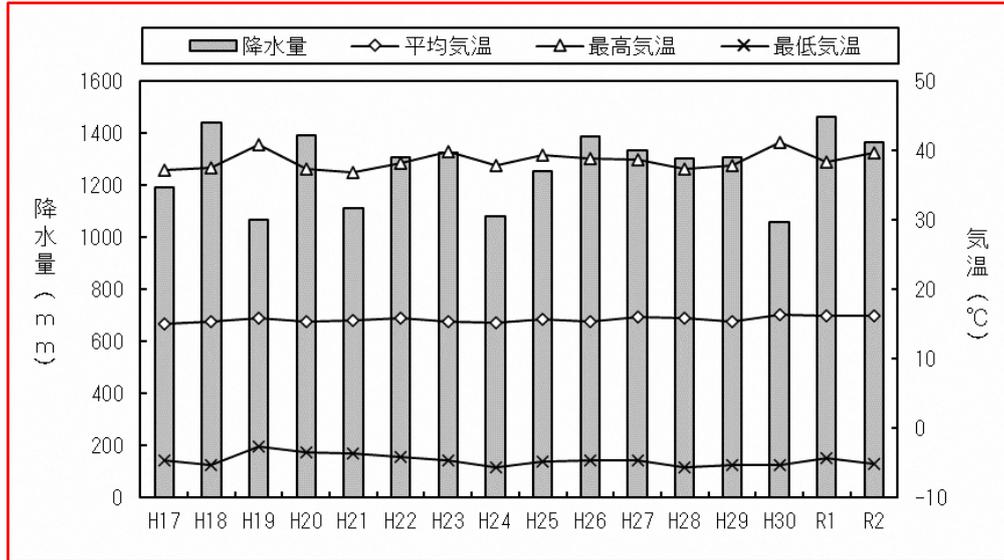
出典) 道路河川課

第6 気象

市は関東平野の北西部にあって、夏暑く、冬寒い内陸型気候をしている。年間を通しての平均気温はおおむね 15℃前後である。また、最高気温はおおむね 37～40℃であり、平成 30 年 7 月に熊谷地方気象台で過去最高の 41.1℃を観測し、熊谷の観測開始(1897 年)以来の極値を更新した。

年間の風向は、北西及び西北西の風が卓越している。また、年降水量は約 1286mm である。

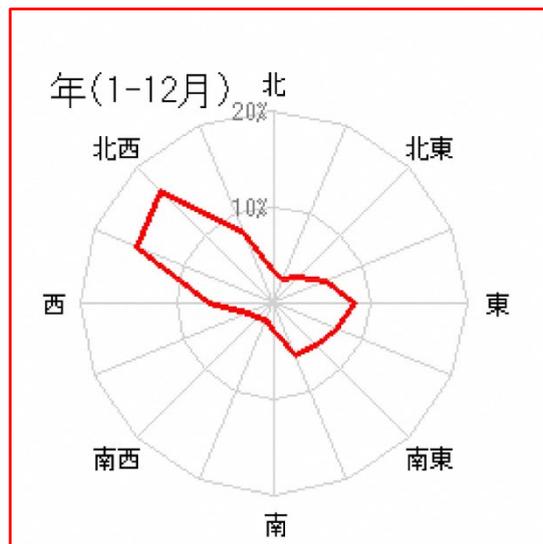
《気温、降水量の推移》



出典) 熊谷地方気象台

《風配図》

年平均風向度数 (平成 17 年～令和 2 年)



出典) 熊谷地方気象台

第3節 社会環境の特性

第1 人口

(1) 人口及び世帯数の推移

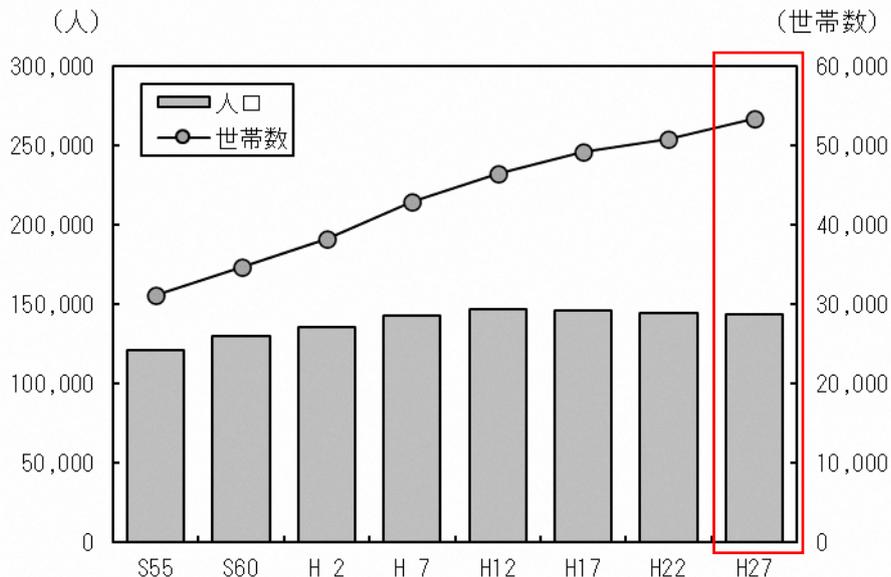
市は、平成27年の国勢調査によると人口は143,811人であり、平成22年に比べ807人、割合にして0.6%の減少となっている。

≪人口及び世帯数の推移≫

	旧深谷市		旧岡部町		旧川本町		旧花園町		合計	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
S55	82,237	21,862	17,254	4,286	11,567	2,657	9,873	2,302	120,931	31,107
S60	89,121	24,671	18,088	4,639	11,656	2,751	10,986	2,721	129,851	34,782
H 2	94,017	27,419	18,423	4,882	11,751	2,895	11,736	3,018	135,927	38,214
H 7	100,285	31,171	18,621	5,352	11,935	3,094	12,275	3,343	143,116	42,960
H12	103,534	33,982	18,494	5,554	11,886	3,290	12,648	3,699	146,562	46,525
H17	103,529	35,928	18,305	5,783	11,992	3,576	12,635	3,962	146,461	49,249
H22	100,897	36,548	18,648	6,160	12,421	3,978	12,652	4,173	144,618	50,859
H27	100,346	38,245	18,379	6,514	12,107	4,126	12,979	4,499	143,811	53,384

出典) 総務省統計局「国勢調査」各年10月1日現在

≪人口及び世帯の推移≫

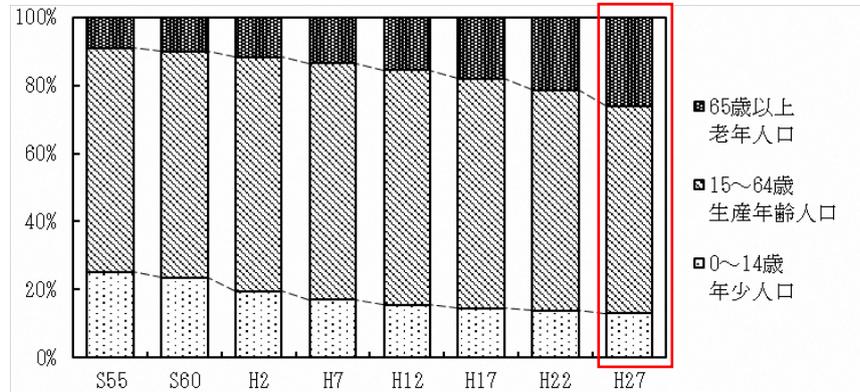


出典) 総務省統計局「国勢調査」各年10月1日現在

(2) 年齢別人口

年齢別人口をみると、昭和55年から平成27年までに、年少人口割合は25.2%から12.9%に減少し、老年人口割合は9.0%から26.1%に増加しており、少子高齢化が進んでいる。

《年齢（3区分）別人口割合の推移》



出典) 総務省統計局「国勢調査」各年10月1日現在

(3) 地区別人口

市の12の地区別人口は、幡羅地区が19,895人で最も多く、大寄地区が3,184人で最も少ない。世帯数では、上柴地区が8,603世帯で最も多く、大寄地区が1,271世帯で最も少ない。

《地区別人口・世帯数》

[令和3年4月1日 現在]

地区名	人口 (人)			世帯数 (世帯)
	男	女	計	
深谷地区	8,549	8,807	17,356	7,889
藤沢地区	5,132	5,121	10,253	4,160
幡羅地区	10,016	9,879	19,895	8,449
明戸地区	2,054	2,314	4,368	1,835
大寄地区	1,585	1,599	3,184	1,271
八基地区	1,739	1,756	3,495	1,417
豊里地区	2,021	1,995	4,016	1,629
上柴地区	9,537	9,427	18,964	8,603
南地区	8,857	8,856	17,713	7,863
岡部地区	9,190	9,067	18,257	7,601
川本地区	5,908	5,876	11,784	4,816
花園地区	6,689	6,582	13,271	5,515
計	71,277	71,279	142,556	61,048

出典) 市民課

(4) 市外への就業者及び通学者数

市付近又は首都圏で大規模な地震が発生した場合、県外で従業・通学する者は帰宅困難者になる可能性がある。そのため市に常住する就業者や通学者の従業・通学先について整理した。従業者及び通学者の総数は88,817人、そのうち市外で従業・通学する者は34,016人、そのうち県外で従業・通学する者は8,089人、そのうち都内で従業・通学する者は3,737人となっている。

<<深谷市に常住する就業者・通学者の従業・通学市区町村（15歳以上）>>

区分		人数（人）
深谷市に常住する就業者・通学者		88,817
深谷市で従業・通学	自宅	9,849
	自宅外	41,547
他市区町村で従業・通学		34,016
県内	さいたま市	1,909
	熊谷市	10,530
	本庄市	3,598
	その他	9,608
	県外	8,089
県外	群馬県	3,584
	東京都	3,737
	その他	768

出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成27年10月)

第2 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに昭和56年6月に宮城沖地震（昭和53年）を教訓に、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震基準が大幅に改正された（以下「新耐震基準」という）。その結果、新耐震基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

市の家屋数は約54,000棟あり、そのうち旧耐震基準で建築された木造家屋は約11,000棟であり全体の約20%を占めている。

《建築時期別、構造別の家屋数》

築年	一戸建て住宅（棟）			長屋・共同住宅等（棟）			合計（棟）
	旧耐震	新耐震	小計	旧耐震	新耐震	小計	
棟数	11,443	29,727	41,170	249	12,531	12,780	53,950

出典) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

《深谷市における耐震性のある住宅の割合》

分類	新耐震住宅① (耐震性あり) (棟)	旧耐震住宅			耐震性のある 住宅④ (①+③)(棟)	合計⑤ (①+②) (棟)	耐震性のある 住宅の割合 (④/⑤)
		総数② (棟)	耐震性なし (棟)	耐震性あり③ (棟)			
一戸建て 住宅	29,727	11,443	4,203	7,240	36,967	41,170	89.8%
長屋・共 同住宅等	12,531	249	81	168	12,699	12,780	99.4%
計	42,258	11,692	4,284	7,408	49,666	53,950	92.1%

出典) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

第3 交通

(1) 道路

市は、関越自動車道の花園インターチェンジ、寄居スマートインターチェンジを有し、嵐山小川、本庄児玉の両インターチェンジにも近接している。また、広域幹線道路として、国道17号深谷バイパス、上武道路、国道140号バイパスや国道254号があるほか、国・県道や市道が市内全域に整備され、道路ネットワークを形成している。

広域幹線道路や市内幹線道路の多くは東西方向の道路であり、新しい市の一体感の醸成や市民生活の利便性向上のため、市内の拠点を結ぶ南北方向の幹線道路の整備が必要とされている。

市内を運行しているバスは、深谷駅からの1路線、籠原駅からの1路線、市内循環バス「くるりん」が運行している。

(2) 鉄道

市の鉄道交通としては、ほぼ中央を東西方向に通るJR高崎線や、秩父方面などと連絡する秩父鉄道の2路線において駅を有しており、都心や高崎方面、秩父方面に広域的に連絡するとともに通勤・通学などの交通の要衝となっている。令和元年のJR高崎線深谷駅での乗車数は3,664,758人、岡部駅での乗車数は1,164,978人であった。また、市を横切って上越・北陸新幹線が通るが市内に駅施設はない。

≪JR・秩父鉄道乗車状況≫

[平成27年～令和元年、単位：人]

	JR		秩父鉄道				
	深谷駅	岡部駅	明戸駅	武川駅	永田駅	ふかや花園駅	小前田駅
H27	3,649,752	1,194,258	52,614	174,052	114,366		196,260
H28	3,632,115	1,185,155	51,611	176,254	110,077		194,160
H29	3,668,615	1,177,855	52,644	171,482	95,170		203,111
H30	3,693,070	1,150,115	56,047	172,629	88,857	18,772	196,547
R元(H31)	3,664,758	1,164,978	53,160	172,427	76,281	29,616	187,239

出典) JR東日本「各駅の乗車人員」、秩父鉄道調べ

第4 土地利用

(1) 土地利用の現況

市の地目別土地利用は、総面積の 34.6%を畑が占め、次いで宅地が 23.9%、田が 12.6%となっている。

《地目別面積》

[単位：ha、令和2年4月1日 現在]

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
13,837.0	1,736.7	4,789.7	3,307.6	3.6	388.4	38.3	688.2	2,883.8

出典) 資産税課「概要調書」令和2年度

注1) 雑種地…野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄道軌道ほか、遊園地など

注2) その他…墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園

注3) 構成比…小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示

(2) 用途地域別面積

市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、16%と84%である。(旧花園町除く)

用途地域別の面積は、住居系の区域が最も多く全体の 67.3%を占め、次いで工業系の区域が 25.8%、商業系が 7.0%である。

《区域区分別面積及び用途地域別面積》

[単位：ha、令和2年4月1日 現在]

区 分		面 積	
行政区域面積		13,837.0	
都市計画区域面積		12,493.6	
線引き ※1 都市計画区域	市街化区域面積	1,749.1	
	市街化調整区域面積	9,162.5	
	非線引き ※2 都市計画区域	用途地域指定有面積	182.7
		用途地域指定無面積	1,399.3
都市計画区域外		1,343.4	
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	165.7	
	第一種中高層住居専用地域	412.9	
	第一種住居地域	695.3	
	第二種住居地域	25.1	
	近隣商業地域	72.2	
	商業地域	62.2	
	準工業地域	176.1	
	工業専用地域	321.3	
特別工業地区	規制	48.8	
	緩和	110.1	
準防火地域		126.8	

出典) 都市計画課

※1) 線引き都市計画区域 …市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めている都市計画区域、旧深谷市(都市計画区域外を除く)、旧岡部町、旧川本町の区域

※2) 非線引き都市計画区域…市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めていない都市計画区域、旧花園町の区域